

茅ヶ崎市学校給食費相当額給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギー等により学校給食を喫食することができない児童の保護者を支援するため支給する茅ヶ崎市学校給食費相当額給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する茅ヶ崎市立小学校の児童の保護者（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する保護者をいう。）（以下「保護者」という。）に対し、その児童が学校給食を喫食した日のない月があるときは、給付金を支給する。

(1) その児童が次のいずれかに該当することにより学校給食の提供を希望していないこと。

ア 食物アレルギーがあるとき。

イ 宗教上の理由により学校給食を喫食することができないとき。

ウ 不登校であるとき。

エ 傷病その他学校給食の提供を希望しないことが適当であると学校長が認めたとき。

(2) その児童が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けていないこと。

(3) 学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。）を滞納していないこと。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、保護者が学校給食の提供を希望せず、かつ、その児童が学校給食を喫食しなかった月（8月を除く。）1月につき5,200円（その児童が第1学年に在学する場合の4月にあつては、3,009円）とする。

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、当該年度において学校給食を提供する日の最終日（学校給食の提供を希望していなかった児童について学校給食の提供を希望することとなった場合にあつては、学校給食の提供を希望する月の初日の5日前の日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。）に当たるときは、その日前の直近の祝日法による休日及び

年末年始の休日以外の日)) までに学校給食費相当額給付金申請書により市長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金を支給すべきものと認めたときは、速やかに給付金の支給の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、給付金の支給の決定をしたときは、速やかにその旨を給付金の支給の申請をした者に通知するものとする。

(支給の時期)

第7条 給付金の支給の時期は、前条の規定による給付金の支給の決定に係る通知後1月以内とする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、給付金の支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により給付金の支給の決定を受けたと認めるときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第6条の規定は、前項の規定による取消しをした場合に準用する。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて当該取消しに係る部分の給付金の返還を命じなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。